

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良法による道営換地処分（2件）……………（農業施設管理課）	45
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事 の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……………（漁港漁場課）	45
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正……………（漁港漁場課）	45
○漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定の一部改正……………（漁港漁場課）	45
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	45

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	46
----------------------	----

道公安委員会規則

○質物の保管設備の基準に関する規則……………	47
------------------------	----

告 示

北海道告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、栗山町継立北部地区の換地処分をした。

令和7年2月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、秩父別町及び妹背牛町千秋第2地区の換地処分をした。

令和7年2月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第104号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のよう

に改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日

北海道知事 鈴木直道

横澗漁港（寿都町）の項中「6隻以内」を「5隻以内」に改める。

八雲漁港（八雲地区）（八雲町）の項を削る。

北海道告示第105号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日

北海道知事 鈴木直道

寿都漁港（寿都町）の項中「船揚場南端東側角」を「南防波堤北端東側角」に改める。

静内漁港（新ひだか町）の項中「北防波堤、南防波堤東端から西側へ190メートルの地点の北側角」を「防砂堤、北防波堤、南防波堤西端北側角と防砂堤南端東側角を結ぶ直線、防砂堤基部から196.3メートルの点」に改める。

北海道告示第106号

平成28年北海道告示第748号（漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日

北海道知事 鈴木直道

寿都漁港（寿都町）の項中「船揚場南端東側角」を「南防波堤北端東側角」に改める。

静内漁港（新ひだか町）の項中「北防波堤、南防波堤東端から西側へ190メートルの地点の北側角」を「防砂堤、北防波堤、南防波堤西端北側角と防砂堤南端東側角を結ぶ直線、防砂堤基部から196.3メートルの点」に改める。

北海道告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年2月25日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇307（次の図に示す部分に限る。）、1154の5
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）	次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（物品の購入の資格のうち、資格の種類別に区分した分類12（自動車）に該当するものに限る。）を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年2月25日 北海道空知総合振興局長 鈴木 賢 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 入 札 番 号 1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（調整課） イ 入 札 番 号 2 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（社会福祉課） ウ 入 札 番 号 3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価）1台分（林務課） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 ア 入 札 番 号 1 令和7年10月1日（水）～令和12年9月30日（月） イ 入 札 番 号 2 令和7年8月1日（金）～令和12年7月31日（水） ウ 入 札 番 号 3 令和7年10月1日（水）～令和12年9月30日（月） なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 仕様書による。 2 入札に参加する者に必要な資格	3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和7年2月25日から同年3月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068－8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068－8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課） (2) 入 札 日 時 令和7年4月16日（水）午後2時（送付による場合は、同月15日（火）午後5時必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこと

となるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 7 契 約 保 証 金 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 8 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 乗用自動車 1 台及び乗用自動車 7 台 (2) 予 定 時 期 令和 7 年 4 月頃及び同年 5 月頃（入札期日の前日から起算して 24 日前までに公告する。） 9 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 160 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道空知総合振興局のホームページ（https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.html）においてダウンロードすることができる。 10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。） 北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則 30 号）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 11 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 12 そ の 他 平成 16 年北海道告示第 448 号の 4 の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織	(1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 (3) 電 話 番 号 0126-20-0022 13 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of Car 1 set b Lease of Car 1 set c Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 16, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 15, 2025) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan Phone : 0126-20-0022 道 公 安 委 員 会 規 則 質物の保管設備の基準に関する規則をここに公布する。 令和 7 年 2 月 25 日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第 2 号 質物の保管設備の基準に関する規則 質物の保管設備の基準に関する規則（昭和 29 年北海道公安委員会規則第 9 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 この規則は、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 7 条の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （規模） 第 2 条 保管設備の大きさは、有効に使われる部分の床面積が 10 平方メートル以上で、その容積が 30 立方メートル以上でなければならない。 （設置場所） 第 3 条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。 （防湿構造）
---	---

第4条 保管設備の内部は、防湿上の措置を講じなければならない。

(防火設備)

第5条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造

(2) 土蔵造

(3) その他北海道公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの。

2 保管設備の開口部には、防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備に該当するものに限る。）が設けられていること。

(盗難予防設備等)

第6条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについてはこの限りでない。

(ねずみ等による被害の防止)

第7条 保管設備の出入口以外の開口部には、ねずみその他の質物の保管上有害な動物の侵入を防止する措置を講じなければならない。

(特例措置)

第8条 質屋が、保管設備の補修、建替え等のため当分の間別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第3条及び第7条の規定は適用しないものとする。

2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して自動火災報知設備を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、適用しないものとする。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第6条第1項の規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。

4 この条に定める特例は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。

(道本部長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備及び質屋営業の許可又は営業所の移転の許可を申請している者の当該申請に係る保管設備については、なお従前の例による。